

佐賀県道路交通法施行細則及び佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県道路交通法施行細則及び佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第3章 略 第3章の2 安全運転管理者等（第11条の2—<u>第11条の7</u>） 第4章 道路の使用等（第12条・<u>第13条</u>） 第5章～第7章 略 附則 （原動機を用いる<u>小児用の車</u>の確認）</p> <p>第2条の2 規則第1条第2項第1号に規定する<u>小児用の車</u>（以下「<u>小児用の車</u>」という。）の確認（以下この条及び次条において「確認」という。）を受けようとするときは、<u>小児用の車</u>の確認申請書（様式第1号）により当該<u>小児用の車</u>の通行の場所を管轄する警察署長（その通行場所が公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）に申請しなければならない。</p> <p>2 警察署長は、前項の確認申請書を受理し、確認を行ったときは、<u>小児用の車</u>の確認証（様式第1号の2）（以下この条及び次条において「確認証」という。）を交付するものとする。</p>	<p>目次 第1章～第3章 略 第3章の2 安全運転管理者等（第11条の2—<u>第11条の8</u>） <u>第3章の3 特定自動運行の許可等（第11条の9—第11条の11）</u> 第4章 道路の使用等（第12条—<u>第13条の2</u>） 第5章～第7章 略 附則 （原動機を用いる<u>乳母車</u>の確認）</p> <p>第2条の2 規則第1条第2項第1号に規定する<u>乳母車</u>（以下「<u>乳母車</u>」という。）の確認（以下この条において「確認」という。）を受けようとするときは、<u>乳母車</u>の確認申請書（様式第1号）により当該<u>乳母車</u>の通行の場所を管轄する警察署長（その通行場所が公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）に申請しなければならない。</p> <p>2 警察署長は、前項の確認申請書を受理し、確認を行ったときは、<u>乳母車</u>の確認証（様式第1号の2）（以下この条及び次条において「確認証」という。）を交付するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>3 確認を受けた<u>小児用の車</u>の利用者（次条において「確認を受けた利用者」という。）は、当該確認に係る<u>小児用の車</u>を道路において利用するときは、確認証を携帯しなければならない。</p> <p>（<u>小児用の車</u>の確認証の記載事項の変更届出等）</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 確認を受けた利用者は、当該<u>小児用の車</u>を利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証を回復したときは、当該確認証を速やかに返納しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（原動機を用いる身体障害者用の<u>車椅子</u>の確認）</p> <p>第2条の4 規則第1条の4第1項に規定する車体の大きさの基準に適合しない<u>車椅子</u>（以下「<u>車椅子</u>」という。）の確認（以下この条において「確認」という。）を受けようとするときは、市町長にあっては通知書（様式第1号の3）、その他の者にあっては<u>車椅子の確認申請書</u>（様式第1号の3の2）により当該<u>車椅子</u>の利用者の住所地を管轄する警察署長に通知し、又は申請しなければならない。</p> <p>2 警察署長は、前項の通知書又は確認申請書を受理し、確認を行ったときは、<u>車椅子の確認証</u>（様式第1号の3の3）を送付し、又は交付するものとする。</p> <p>3 確認を受けた<u>車椅子</u>の利用者（次条において「確認を受けた利用者」という。）は、当該確認に係る<u>車椅子</u>を道路において利用するときは、前項の<u>車椅子の確認証</u>を携帯しなければならない。</p> <p>（<u>車椅子</u>の確認証の記載事項の変更届出等）</p>	<p>3 確認を受けた<u>乳母車</u>の利用者（次条において「確認を受けた利用者」という。）は、当該確認に係る<u>乳母車</u>を道路において利用するときは、確認証を携帯しなければならない。</p> <p>（<u>乳母車</u>の確認証の記載事項の変更届出等）</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 確認を受けた利用者は、当該<u>乳母車</u>を利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証を回復したときは、当該確認証を速やかに返納しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（原動機を用いる身体障害者用の<u>車</u>の確認）</p> <p>第2条の4 規則第1条の5第1項に規定する車体の大きさの基準に適合しない<u>身体障害者用の車</u>（以下「<u>身体障害者用の車</u>」という。）の確認（以下この条において「確認」という。）を受けようとするときは、市町長にあっては通知書（様式第1号の3）、その他の者にあっては<u>身体障害者用の車</u>の確認申請書（様式第1号の3の2）により当該<u>身体障害者用の車</u>の利用者の住所地を管轄する警察署長に通知し、又は申請しなければならない。</p> <p>2 警察署長は、前項の通知書又は確認申請書を受理し、確認を行ったときは、<u>身体障害者用の車</u>の確認証（様式第1号の3の3）を送付し、又は交付するものとする。</p> <p>3 確認を受けた<u>身体障害者用の車</u>の利用者（次条において「確認を受けた利用者」という。）は、当該確認に係る<u>身体障害者用の車</u>を道路において利用するときは、前項の<u>身体障害者用の車</u>の確認証を携帯しなければならない。</p> <p>（<u>身体障害者用の車</u>の確認証の記載事項の変更届出等）</p>

改正前	改正後
<p>第2条の5 確認を受けた利用者が前条第2項の<u>車椅子</u>の確認証の書換え、再交付及び返納を受ける場合は、第2条の3の規定を準用する。</p> <p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラム（重荷用自転車（タイヤの幅の1インチ<u>4分3</u>以上のものを備えた自転車をいう。）にあつては、60キログラム）を、リヤカーを<u>けん引</u>する場合におけるその<u>けん引</u>されるリヤカーについては、120キログラムをそれぞれ超えないこと。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(自動車以外の車両の<u>けん引</u>制限)</p> <p>第10条 自動車以外の車両の運転者は、1台を<u>こえる</u>車両を<u>けん引</u>してはならない。</p> <p>2 原動機付自転車又は自転車の運転者は、<u>けん引</u>するための装置を有する原動機付自転車又は自転車によって<u>けん引</u>されるための装置を有する車両を<u>けん引</u>する場合を除き、他の車両を<u>けん引</u>してはならない。</p>	<p>第2条の5 確認を受けた利用者が前条第2項の<u>身体障害者用の車</u>の確認証の書換え、再交付及び返納を受ける場合は、第2条の3の規定を準用する。</p> <p>(<u>遠隔操作型小型車の使用者に対する指示</u>)</p> <p>第2条の6 法第15条の6に規定する<u>遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車に関する指示書（様式第1号の3の4）</u>によって行う。</p> <p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラム（重荷用自転車（タイヤの幅の1インチ<u>4分の3</u>以上のものを備えた自転車をいう。）にあつては、60キログラム）を、リヤカーを<u>牽引</u>する場合におけるその<u>牽引</u>されるリヤカーについては、120キログラムをそれぞれ超えないこと。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(自動車以外の車両の<u>牽引</u>制限)</p> <p>第10条 自動車以外の車両の運転者は、1台を<u>超える</u>車両を<u>牽引</u>してはならない。</p> <p>2 原動機付自転車又は自転車の運転者は、<u>牽引</u>するための装置を有する原動機付自転車又は自転車によって<u>牽引</u>されるための装置を有する車両を<u>牽引</u>する場合を除き、他の車両を<u>牽引</u>してはならない。</p>

改正前	改正後
<p>3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を<u>けん引</u>することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を<u>けん引</u>することができる。</p> <p>(1) <u>けん引</u>する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によって確実につなぐこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>けん引</u>する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを<u>こえない</u>こと。</p> <p>(4) 故障車を<u>けん引</u>しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を<u>つける</u>こと。</p> <p>4 軽車両の運転者は、他の車両を<u>けん引</u>するときは、<u>けん引</u>する車両と<u>けん引</u>される車両相互を堅ろうなロープ等によって確実につなぐなければならない。</p> <p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 積雪又は凍結している道路において、自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノー・タイヤをとりつける等<u>すべり止め</u>の措置を講ずること。</p> <p>(2) <u>かさをさし</u>、物を<u>かつぎ</u>、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、車両を運転しないこと。</p> <p>(3) げた、スリッパその他運転操作を妨げるおそれのある<u>はきものはいて</u>、車両（軽車両を除く。）を運転しないこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>（講習修了証書）</p>	<p>3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を<u>牽引</u>することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を<u>牽引</u>することができる。</p> <p>(1) <u>牽引</u>する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によって確実につなぐこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>牽引</u>する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを<u>超えない</u>こと。</p> <p>(4) 故障車を<u>牽引</u>しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を<u>付ける</u>こと。</p> <p>4 軽車両の運転者は、他の車両を<u>牽引</u>するときは、<u>牽引</u>する車両と<u>牽引</u>される車両相互を堅ろうなロープ等によって確実につなぐなければならない。</p> <p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 積雪又は凍結している道路において、自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノー・タイヤを<u>取り付ける等滑り止め</u>の措置を講ずること。</p> <p>(2) <u>傘を差し</u>、物を<u>担ぎ</u>、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、車両を運転しないこと。</p> <p>(3) げた、スリッパその他運転操作を妨げるおそれのある<u>履物を履いて</u>、車両（軽車両を除く。）を運転しないこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>（講習修了証書）</p>

改正前	改正後
<p>第11条の8 略</p>	<p>第11条の8 略</p> <p>第3章の3 特定自動運行の許可等</p> <p><u>(特定自動運行の許可等をしようとするときの意見聴取)</u></p> <p>第11条の9 法第75条の13第2項に規定する意見聴取（法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）又は特定自動運行計画の変更の許可に関する意見聴取書（甲）（様式第5号）によって行う。</p> <p>2 規則第9条の22に規定する意見聴取（規則第9条の23第2項において準用する場合を含む。）は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）又は特定自動運行計画の変更の許可に関する意見聴取書（乙）（様式第5号の2）によって行う。</p> <p><u>(特定自動運行の許可等の公示)</u></p> <p>第11条の10 法第75条の17に規定する特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可をした旨の公示は、規則第9条の26各号に掲げる事項を佐賀県警察のウェブサイトに掲載することにより行う。</p> <p>2 法第75条の27第3項に規定する特定自動運行の許可を取り消し、又はその効力を停止した旨の公示は、規則第9条の34各号に掲げる事項を佐賀県警察のウェブサイトに掲載することにより行う。</p> <p>3 規則第9条の38第4項に規定する特定自動運行の許可証の返納を受けた旨の公示は、同項各号に掲げる事項を佐賀県警察のウェブサイトに掲載することにより行う。</p> <p><u>(特定自動運行実施者に対する指示)</u></p> <p>第11条の11 法第75条の26第1項に規定する特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書（様式第5号の3）によって行う。</p>

改正前	改正後
<p>(道路における禁止行為)</p> <p>第12条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 交通の<u>ひんぱん</u>な道路において、乗馬又は自転車運転の練習をすること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 交通の<u>ひんぱん</u>な道路において、たき火をすること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 車両等の運転者の目を<u>げん惑</u>するような光をみだりに道路に投射すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p>第13条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの(第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 交通の<u>ひんぱん</u>な道路に広告、宣伝等のために印刷物を散布し、又は交通の<u>ひんぱん</u>な道路において通行する者にこれを交付すること。</p> <p>(10)～(13) 略</p>	<p><u>2 法第75条の26第2項に規定する監督行政庁に対する意見聴取(法第75条の27第2項において準用する場合を含む。)は、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書(様式第5号の4)によって行う。</u></p> <p>(道路における禁止行為)</p> <p>第12条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 交通の<u>頻繁</u>な道路において、乗馬又は自転車運転の練習をすること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 交通の<u>頻繁</u>な道路において、たき火をすること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 車両等の運転者の目を<u>幻惑</u>するような光をみだりに道路に投射すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p>第13条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの(第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 交通の<u>頻繁</u>な道路に広告、宣伝等のために印刷物を散布し、又は交通の<u>頻繁</u>な道路において通行する者にこれを交付すること。</p> <p>(10)～(13) 略</p>

改正前		改正後	
別表第1の3（第8条の2関係）		別表第1の3（第8条の2関係）	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
一般国道203号	略 唐津市巖木町岩屋字屋敷田953番1から多久市東多久町大字別府2949番1086まで	一般国道203号	略 唐津市相知町長部田字下の谷1589番3から多久市東多久町大字別府2949番1086まで
一般国道204号	略 唐津市和多田西山4475番1から唐津市神田字草場崎2113番1まで 唐津市東町1番1から唐津市西唐津二丁目6347番8まで 唐津市神田字浮熊2196番4から唐津市佐志鴻ノ巣386番6まで 略	一般国道204号	略 唐津市和多田西山4475番1から唐津市神田字草場崎2113番1まで 唐津市神田字浮熊2196番4から唐津市佐志鴻ノ巣386番6まで 略
略		略	
一般国道264号	略 佐賀市与賀町143番3から神崎市千代田町姉字五本松800番2まで 神崎市千代田町詫田字二本松161番8から神崎市千代田町下板字東五ノ坪202番1まで 佐賀市八丁畷町17番4から佐賀市成章町171番1まで	一般国道264号	略 佐賀市八丁畷町17番4から神崎市千代田町姉字五本松800番2まで 神崎市千代田町詫田字二本松161番8から神崎市千代田町下板字東五ノ坪202番1まで
略		略	
一般国道444号	略 杵島郡白石町大字福富下分字興福二区394	一般国道444号	略 杵島郡白石町大字福富下分字興福二区394

改正前		改正後	
	番 1 から佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠 376番 1 まで		番 1 から佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠 376番 1 まで <u>佐賀市川副町大字早津江字二本谷1407番か ら佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉五242 番 1 まで</u>
一般国道498号	略 <u>鹿島市大字常広字田代71番10</u> から武雄市橋 町大字片白字二俣379番まで	一般国道498号	略 <u>鹿島市大字中村字乙丸2045番 3</u> から武雄市 橋町大字片白字二俣379番まで
略		略	
県道諸富西島線	佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉5202番 2 から佐賀市諸富町大字徳富字外新地657番 4 まで	県道諸富西島線	佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉5202番 2 から佐賀市諸富町大字徳富字外新地657番 4 まで <u>佐賀市諸富町大字徳富字上大津1621番 6 か ら佐賀市諸富町大字徳富字徳富1077番 5 ま で</u>
略		略	
県道北茂安三田川 線	略	県道北茂安三田川 線	略
県道佐賀川副線	略	県道唐津呼子線	<u>唐津市神田字長サ作2239番 7 から唐津市西 唐津二丁目6372番 1 まで</u>
略		県道佐賀川副線	略
県道伊万里畑川内 厳木線	略	略	略
県道唐津肥前線	<u>唐津市坊主町475番13</u> から唐津市神田字草 場崎2113番 1 まで	県道伊万里畑川内 厳木線	略

改正前		改正後	
県道武雄福富線	略	県道武雄福富線	略
略		略	
県道佐賀外環状線	略 佐賀市久保田町大字徳万字快万宮の後161番3から小城市三日月町樋口字五条1767番3まで	県道佐賀外環状線	略 佐賀市久保田町大字徳万字快万宮の後161番3から小城市三日月町樋口字五条1767番3まで <u>神崎市千代田町餘江字西三本松1476番5から佐賀市諸富町大字諸富津字四本松十一番1まで</u>
略		略	
県道唐津港線	唐津市海岸通7182番114から唐津市西唐津三丁目6837番2まで	県道唐津港線	唐津市海岸通7182番114から唐津市西唐津三丁目6868番1まで
略		略	
県道上伊万里停車場線	伊万里市大坪町字地北乙1713番1から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2071番1まで	県道上伊万里停車場線	伊万里市大坪町字堂ノ前丙2044番1から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2071番1まで
略		略	
県道塩屋大曲線	略 伊万里市黒川町大字畑川内字原田2066番1から伊万里市南波多町大字水留2287番1まで	県道塩屋大曲線	略 伊万里市黒川町大字畑川内字原田2066番1から伊万里市南波多町大字水留2287番1まで <u>伊万里市南波多町古里字後口谷4287番1から伊万里市南波多町古里字後口谷4372番1まで</u> <u>伊万里市南波多町谷口字立山283番1から伊万里市南波多町古里字後口谷4364番1まで</u>

改正前		改正後	
略		略	
県道伊万里有田線	略	県道伊万里有田線	略
県道相知巖木線	略	県道虹の松原線	唐津市坊主町473番4から唐津市東町1番1まで
略		県道相知巖木線	略
略		略	
市道東唐津久里線	略	市道東唐津久里線	略
市道妙見満島線	略	市道東町大土井線	唐津市東町1番1から唐津市和多田天満町一丁目4136番6まで
略		市道妙見満島線	略
市道古賀上伊万里線	伊万里市大坪町字笑川乙5070番7から伊万里市大坪町字地北乙1713番1まで	略	
市道213号逆川線	略	市道古賀上伊万里線	伊万里市大坪町字笑川乙5070番24から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2044番1まで
略		略	
町道工業団地1号線	神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山4999番21から神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山2090番4まで	市道213号逆川線	略
町道千栗宮前線	略	市道常広・中村線	鹿島市大字常広字田代71番10から鹿島市大字中村字乙丸2045番3まで
略		町道中核工業団地・目達原線	神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山4999番21から神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山4999番1まで
		町道中核工業団地1号線	神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山4999番1から神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山5006番1まで
		町道千栗宮前線	略
		略	

様式第1号（第2条の2関係）

様式第1号（第2条の2関係）

改正前		改正後	
略 <u>小児用の車</u> の確認申請書		略 <u>乳母車</u> の確認申請書	
確認を受けようとする原動機を用いる <u>小児用の車</u> の利用者	略	確認を受けようとする原動機を用いる <u>乳母車</u> の利用者	略
確認を受けようとする原動機を用いる <u>小児用の車</u>	<u>小児用の車</u> の名称	確認を受けようとする原動機を用いる <u>乳母車</u>	<u>乳母車</u> の名称
	略		略
略		略	
注 略		注 略	
様式第1号の2（第2条の2関係）		様式第1号の2（第2条の2関係）	
← 7.5 →		← 7.5 →	
↑ 11.5	略	↑ 11.5	略
	<u>小児用の車</u> の確認証		<u>乳母車</u> の確認証
<p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の<u>小児用の車</u>を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。</p>		<p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の<u>乳母車</u>を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。</p>	
略		略	
1 略		1 略	
2 <u>小児用の車</u> の概要		2 <u>乳母車</u> の概要	
(1) <u>小児用の車</u> の名称		(1) <u>乳母車</u> の名称	
(2)・(3) 略		(2)・(3) 略	
(4) <u>小児用の車</u> の大きさ		(4) <u>乳母車</u> の大きさ	
略		略	
3 略		3 略	

改正前		改正後	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 確認を受けた小児用の車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。 2 確認証を受けた小児用の車の利用をやめた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。 	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 確認を受けた乳母車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。 2 確認証を受けた乳母車の利用をやめた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。 		
備考 略		備考 略	
様式第1号の3 (第2条の4関係)		様式第1号の3 (第2条の4関係)	
<p>略</p> <p>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の4第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車椅子の購入に要した費用を、下記のとおり支給するので通知する。</p> <p>略</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 支給に係る電動車椅子の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 車椅子の名称 (2)・(3) 略 (4) 車椅子の大きさ <p>略</p>		<p>略</p> <p>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動の身体障害者用の車の購入に要した費用を、下記のとおり支給するので通知する。</p> <p>略</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 支給に係る電動の身体障害者用の車の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者用の車の名称 (2)・(3) 略 (4) 身体障害者用の車の大きさ <p>略</p>	
備考 略		備考 略	
様式第1号の3の2 (第2条の4関係)		様式第1号の3の2 (第2条の4関係)	
<p style="text-align: center;"><u>車椅子の確認申請書</u></p> <p>略</p> <p>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の4第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>		<p style="text-align: center;"><u>身体障害者用の車の確認申請書</u></p> <p>略</p> <p>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の5第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用い	略	確認を受けようとする原動機を用い	略

改正前		改正後	
る <u>車椅子</u> の利用者		る <u>身体障害者用の車</u> の利用者	
略		略	
確認を受けようとする原動機を用いる <u>車椅子</u>	<u>車椅子</u> の名称	確認を受けようとする原動機を用いる <u>身体障害者用の車</u>	<u>身体障害者用の車</u> の名称
	略		略
注 略		注 略	
様式第1号の3の3 (第2条の4関係)		様式第1号の3の3 (第2条の4関係)	
← 7.5 →		← 7.5 →	
↑ 11.5	<p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>車椅子</u>の確認証</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）<u>第1条の4第2項</u>の規定に基づき、次の利用者が次の<u>車椅子</u>を利用することがやむを得ないことを確認する。</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>車椅子</u>の概要</p> <p>(1) <u>車椅子</u>の名称</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>車椅子</u>の大きさ</p> <p>略</p> <p>(5) 略</p> <p>注意事項</p> <p>1 確認を受けた<u>車椅子</u>を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して<u>下さい</u>。</p> <p>2 確認証を受けた<u>車椅子</u>の利用をやめた場合は、速やかに</p>	↑ 11.5	<p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>身体障害者用の車</u>の確認証</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）<u>第1条の5第2項</u>の規定に基づき、次の利用者が次の<u>身体障害者用の車</u>を利用することがやむを得ないことを確認する。</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>身体障害者用の車</u>の概要</p> <p>(1) <u>身体障害者用の車</u>の名称</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>身体障害者用の車</u>の大きさ</p> <p>略</p> <p>(5) 略</p> <p>注意事項</p> <p>1 確認を受けた<u>身体障害者用の車</u>を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して<u>ください</u>。</p> <p>2 確認証を受けた<u>身体障害者用の車</u>の利用をやめた場合</p>

改正前	改正後
↓ 確認証を返納して下さい。	↓ は、速やかに確認証を返納してください。
備考 略	備考 略

様式第1号の3の3の次に次の1様式を加える。

様式第1号の3の4（第2条の6関係）

（表）

<p style="text-align: center;">遠隔操作型小型車に関する指示書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 佐賀県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
氏名又は名称	
届出番号	
指示事項	
指示の理由	

(裏)

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会（佐賀県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。）。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条の9関係）

特定自動運行
特定自動運行計画の変更の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

年 月 日、別添1のとおり、道路交通法 第75条の12第1項
第75条の16第1項

規定による 特定自動運行
特定自動運行計画の変更の許可の申請があったので、同法

第75条の13第2項
第75条の16第2項において準用する第75条の13第2項の規定に基づき、別添

の書類を添えて意見を聴取します。

つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- (1) 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- (2) 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- (3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

様式第5号の次に次の3様式を加える。

様式第5号の2 (第11条の9関係)

特 定 自 動 運 行
特定自動運行計画の変更 の許可に関する意見聴取書 (乙)

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

年 月 日、別添1のとおり、道路交通法 第75条の12第1項 の
第75条の16第1項 の

規定による 特 定 自 動 運 行 の許可の申請があったので、道路交通法施行規則
特定自動運行計画の変更

第 9 条 の 2 2 の規定に基づき、別添
第9条の23第2項において準用する第9条の22

の書類を添えて意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

様式第5号の3 (第11条の11関係)

(表)

<p>特定自動運行に関する指示書</p> <p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>佐賀県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

(裏)

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会（佐賀県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。）。

様式第5号の4 (第11条の11関係)

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（
の写し）のとおり、
第 7 5 条 の 2 6 第 2 項
を行うことを予定しているところ、同法 第75条の27第2項において準用する第75条の26第2項
の規定に基づき、意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

(佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則の一部改正)

第2条 佐賀県福祉のまちづくり条例第35条に規定する移動等円滑化のために必要な交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める規則(平成25年佐賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 県基準のうち信号機に係るものは、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 県基準のうち信号機に係るものは、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び<u>遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)</u>又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。